

別紙 1

むれやま荘指定管理審査基準

選定基準 (条例第 11 条第 2 項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)	
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること (1号)	<ul style="list-style-type: none"> 公平な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 使用許可手続きの公平性が確保されているか。 広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 (運営方針) (運営計画) 	10	
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること (2号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的及び県が示した管理の方針との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を理解しているか。 県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表) 収支計画書 	10	45
	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> 利用拡大の取組内容は適切か。 地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 対外的な情報提供 (広報等)、情報発信は適切か。 		10	
	<ul style="list-style-type: none"> サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上のための取組内容は適切か。 申請要項に示した内容への提案は適切か。 全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 利用者等からの苦情処理対応は適切か。 自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか 		10	
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 施設管理、安全管理は適切か。 維持管理は効率的に計画されているか。 		5	
	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を達成するために必要な専門性が確保されているか 	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に必要な専門職員が確保されているか 事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、中途身体障害者や高次脳機能障害者等への支援等に関して専門的技術を確保できているか。 		10	

選定基準 (条例に規定)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	・事業計画書 ・収支計画書	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	20
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		
	・施設の運営実績	・当該施設を良好に運営した実績はあるか。		
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。		

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア～ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること」、「3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。